

# 新型コロナウイルスに関する 融資制度の拡充

## <1>新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方で、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。

### 【融資対象】

- ・最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方

【資金の使いみち・貸付期間】 設備資金20年以内、運転資金15年以内、うち据え置き5年以内

融資限度額 (6,000万円) ／利率	3,000万円以内	当初3年間:0.46% ※① 3年経過後:1.36%
	3000万円を超える部分	1.36%(基準金利)

※① 1.36%(基準金利)マイナス0.9%

**+** (プラス) 特別利子補給制度・・・上記特別貸付を利用した事業者は3年間利子補給を受けられるので実質無利子 (以下の要件あり)

個人事業主(小規模事業者)	要件無し
小規模事業者(法人)	売上高▲15%
中小事業者	売上高▲20%

## <2>小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経)

【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した方

【貸付限度額】 別枠1,000万円

【貸付利率】 0.31% ※当初3年間、(基準利率1.21%マイナス0.9%)

【貸付期間】 設備資金10年、運転資金7年

※小規模ながら堅実な経営をしている事業者を支援する借入制度

R02.03.18の情報による  
お知らせ